

アマチュア無線を全国に於いて

スカイスports・レジャー業務(商売)に利用(20年)している

<共同作戦を展開されると「適正な無線利用」は夢物語となる>

- 1・フライヤーを代表する団体：社団法人JHF
- 2・スクール業者を代表する団体：NPO法人JPA

アマチュア無線機を持っている方へ

●アマチュア無線機を使用するには、無線従事者の免許と無線局の免許が必要です。

免許の無い方が受信のみを目的としてアマチュア無線機を使用する場合は、無線機から容易に電波が発射できないように処置してください。同様に、免許の無い方がアマチュア無線機が設置された車両を運転する場合は、アマチュア無線機とアンテナを取りはずすなどして、電波を発射できないように処置してください。

電波が容易に発射できる状態にある場合、不法無線局を開設したものとみなされる場合がありますので十分注意してください。



総務省 関東総合通信局

訓練生に多い、イントラは、
「不法無線局相手」に「商売」をしている

《不法電波は犯罪です》

【アマチュア無線の運用について】

・・社団法人JHF-HP/2005/8/31付

最近、無免許でアマチュア無線を使いながらフライトすることについて、当局からの注意勧告がありました。愛好者の皆さんはまずアマチュア無線の免許を取得し、法令範囲内で適切な運用を行ってください。

また、JHFの公認/後援大会では、必ずスカイレジャー無線を使用してください。
スカイレジャー無線機の貸し出し依頼書は、下記から簡単にダウンロードできます。

「集団の不法電波=犯罪」
でありながら甘い注意

パイロットの個人使用であっても「フライト目的の連絡(スカイレジャー業務)」に利用できない

無線誘導、安全管理、エリア管理、草大会、フライト研修、XC等
スカイスports・レジャー業務の無線は・？

《NPO法人JPA公認スクールは、電波法違反を行い営業していることになる》

- ・アマチュア無線：パイロット相手の安全管理(エリア管理)
- ・簡易無線：無線誘導による訓練

アマチュア業務外=アマチュア無線でない

JPAにおける「アマチュア無線」に対する取組み(JPA-HPより転載:2004年)

スクールにおける通信連絡手段は、業務無線となって、一方会員がパイロットの資格を取り、フライトする時には、安全管理の面でアマチュア無線の使用は不可欠です。今まで、フライト時におけるアマチュア無線の使用についての基準が若干不明確な点がありました。しかし、昨年度それが明確になり、JPAとしても積極的に会員は、アマチュア無線資格をとって運用をすることを推奨することになり、養成課程講習会の参加推進に結びつきました。

「アマチュア業務の範囲内」であれば利用可能と「理解困難な回答」を都合の良い方に解釈した？

電波法違反を教唆した

■JPA競技事業部・大会参加のパイロットの皆様へ：2005/8

この度は、JPAの大会へのご参加誠にありがとうございます。

このたび、総務省・関東総合通信局・電波管理部との話し合いにより、大会におけるアマチュア無線の使用は業務目的との解釈・指摘を受け、アマチュア無線の大会での使用は不可能となりました。

当面すぐの大会で業務無線をパイロットの分全て取り揃えることは無理があります。

関東総通局は、1998年、大会&スクーリングは「スカイレジャー専用無線」の利用が適当と指導した。
なぜ、簡易無線機(2007.4.19付免許)を利用するのでしょうか。PWC国際大会に於いて免許前に利用した。
<2007年総務省の回答では「大会運営&無線誘導の訓練」に利用出来ない、その後ルール変更があった?>

団体（技能証発行&イントラ認証機関）、正会員&会員は参加している。

- 1・技能証発行機関は、公的資格（パイロット技能証&イントラ資格）でないことを理由とし、**認証イントラ**が「**法律違反の道具**」（アマチュア無線&簡易無線）を利用した「**無線誘導による訓練**」を**黙認**している。
- 2・団体は、正会員&会員（訓練生&パイロット）が「**不法・違法電波**」を利用することを**黙認**しスクール経営に協力をしている。

《アマチュア無線中毒が蔓延した、責任重大です》



報道資料



平成 19 年 5 月 16 日発表

電波法違反に対し行政処分

- 40 日間のアマチュア局運用停止及び無線従事者停止 -

北海道総合通信局（局長 喜安 拓（きやす たく））は、平成 19 年 5 月 16 日、電波法第 4 条の規定に違反して、業務用無線局を開設・運用した旭川市在住の違反行為者（男性）に対し、同法第 76 条第 1 項及び第 79 条第 1 項の規定に基づき、同人が免許を受けているアマチュア局の 40 日間の運用停止及び無線従事者の従事停止の処分を行いました。

当局では、電波利用環境を保護するため、今後も着実に電波監視を行い、電波法違反に対しては厳正に対処していきます。

アマチュアバンド内で「業務通信」を開設・運用したと厳しく処分された。

長年、スクールは、アマチュア無線を無線誘導による訓練、大会運営等に業務利用。

365日、毎日、お客さん（集団）を巻き込んで「不法&違法」行為を行っている。

この事例より「悪質」である。

《アマチュア無線中毒が蔓延した、責任重大です》

(違反の概要)

当該違反行為者は、電波法に基づくアマチュア無線技士の無線従事者資格を有しており、**アマチュア無線が仕事に使用してはならないことを知りながら**、自らが営む電気機械器具小売会社の業務のために、販売店と車両数台にアマチュア無線機を設置し、自ら会社の業務に関する通信を行うとともに従業員にも使用させ、**免許を受けずに業務用無線局を開設・運用した**ものである。

なお、本件は、当局の電波監視システム（DEURAS）により、「アマチュア局が動作することを許される周波数帯において、**業務通信**に使っている電波を捕捉」し、調査を行った結果、発覚した。



<<不法電波は犯罪です>>

**アマチュア無線の業務利用は、
業務用無線局（不法無線局）を開設・運用した」と判断している。**